現状・経緯

弘前商工会議所要望事項

要望事項 1

健康と地域医療について

〈望 事 項

 \mathcal{O}

内

容

- 1. 中核病院の整備計画について、弘前市立病院を利用する市民が今後とも安心して受診ができるよう、統合の是非を含めて市民の利便性の維持向上が図られるよう要望
- 2. 子どもの口腔衛生の向上を図るために活動している団体や組織、事業への支援の強化、市内全保育園児・幼稚園児への毎月の歯ブラシ交換の実施
- 3. ガン検診助成制度の拡充と受診率向上のための施策の実施
- 4. 受動喫煙防止に関する更なる活動の推進
- 5. 子供の発育と高齢者の健康を増進するため地域住民が集う、安心安全を考慮した公園の整備・活用について要望

1. 青森県では、2016年10月7日の地域医療構想調整会議において、国立病院機構弘前病院と弘前市立病院を統合しての新たな中核病院を整備する案を提案し、その後、県と弘前市、同病院機構、弘前大学の4者で統合に向けた具体的な協議を進めることとされています。

弘前市立病院は市民が安心して受診ができる医療機関として長年にわたり多くの 市民に利用されており、このたびの統合による中核病院整備計画に対する不安が広 がっているところであります。

つきましては、整備計画の協議にあたり、弘前市立病院を利用する市民が今後とも 安心して医療サービスを受けることができるよう、統合の是非を含めて、バス・タク シーなどの公共交通及び駐車場利用をはじめ外来・入院・健康診断の受診など市民の 利便性の維持が図られますよう要望いたします。

2.子どもの歯の健康のために活動している団体や組織、事業(ex.㈱クロベとサンスター ㈱の共催による「げんキッズオーラルプロジェクト」(弘前市後援)での歯のブラッシング教室の開催など)への金銭面での助成や情報提供といった支援体制の強化、また、保育園・幼稚園に通う子ども達に毎月新しい歯ブラシを使ってもらえる環境づくりを要望いたします。

現在青森県の3歳児から5歳児の虫歯罹患率が全国平均よりはるかに高い現状であり、最近の研究で歯周病と心筋梗塞やガン、他にも様々な病気とのリスクがリンクしているとのデータも出されています。幼少期から正しい歯みがきの習慣と知識をつけることでこういった現状を改善し、長いスパンでの健康づくりを推進していくことができます。現在こういった活動を行っている団体は自らで費用負担しており、継続して事業を行っていくためにも支援体制の構築が必須であります。

3. 現在市で行われているガン検診の助成の対象年齢の拡大(ex.乳ガン検診の無料クーポンの対象年齢を従前の 30 才からとする)及び受診者負担分の無料化、また、受診率向上のための環境づくり(ex.受診時間の延長、検診車の増台、検診車での事業所巡回など)や市民への意識づけの徹底といった施策の実施を要望いたします。

若年層のガン罹患率は極めて低いデータはありますが、若いうちからガン検診を受診する習慣づけをするためにも対象年齢は拡大させるべきであります。ガン検診受診率を改善させるためにも、より多くの人が負担なく受診できる制度と誰でも受診しやすい環境という両輪を整備していく必要性があります。

4. 現在、平均寿命が長らく最下位となっている青森県では、短命県返上のためさまざまな取組みを行っているところです。各種健康被害の中でも、肺がんと心筋梗塞の発症に直結する受動喫煙については、具体的な対策を講ずる必要があります。弘前市でも、「弘前市たばこの健康被害防止対策行動計画」に基づき、各種取り組みを行っていることを理解しております。飲食業界等の民間施設については、各個店に応じた受

現状・経緯

動喫煙防止対策を講じておりますので、弘前市においても、各業界の実情を考慮いただきながら、将来を担う子どもたちの健康のために受動喫煙防止のための更なる活動の推進を要望いたします。

5. 弘前市内の各地域・町会には約180箇所の街区公園(児童公園・幼児公園等)があり、トイレ・遊具等が整備され、地域の子供たちが安心して活用できる状況にあります。一方、高齢者に対しては一部城東地区の長四郎公園、青山地区の宮園公園等、10箇所程度の近隣公園が、広範囲で設置されているものの、児童公園のような範囲での設置はありません。

また、少子化や子供たちの遊び方が変わってきたことにより公園で遊ぶ子供たちが少なくなっている現状を踏まえ、児童公園等を高齢者も利用できる環境に整備し、地域の子供たちと高齢者のコミュニティの場としての活用と、今後の高齢化社会・人口減少問題を考えるうえでも、各地域で健康増進に繋がる取り組み(ラジオ体操やリクリエーション等)が出来るような公園の整備と、指導員・リーダー等の専門家派遣についての支援を要望いたします。

健康福祉部健康づくり推進課健康福祉部福祉政策課健康福祉部地域医療総合戦略対策室都市環境部公園緑地課

市の処理方針

1. 青森県から、国立病院機構弘前病院と弘前市立病院を統合し、国立病院機構が主体となる中核病院整備案が提示されて以降、県を調整役として国立病院機構との協議を行ってまいりました。

このことについて、市としては単なる2つの病院の統合ではなく、地域の課題解決に向けた重要な問題ととらえており、国、県等の医療政策の動向を見据えた中核病院を中心とする地域包括ケアシステムの構築が必要と考えております。

また、このシステム構築や運用に当たっては、市が主体となった中核病院の整備・運営が最善であるとの考えを市議会、関係者等に伝えたところです。

2. 歯科口腔保健の推進により市民の健康増進を図るため、平成26年12 月に「弘前市歯科口腔保健の推進に関する条例」「健康ひろさき21 (第 2次)」を制定・策定し、様々な取組を行っています。

乳幼児期の歯科保健については、特に3歳までの齲蝕有病状況の改善が健全な歯科口腔の育成や望ましい歯科保健行動の基盤形成につながるとされています。そのため市では、1歳6か月児健診や3歳児健診(歯ブラシの無料配付あり)に加え、弘前歯科医師会からご意見をいただき市独自の取組として、1歳児及び2歳児への歯科健診やマタニティ歯科健診を実施しています。これらの取組により、1歳6か月児健診と3歳児健診の齲蝕有病率は、全国平均には及ばないものの年々改善しています。

また、今年度は㈱クロベとサンスター㈱が主催、市が共催している「げんキッズオーラルプロジェクト」を希望した市内14の幼稚園・保育園で 実施しています。

3. がん検診の助成制度については、限られた市の財源の中で、財政的に余裕のある市町村や防衛省の補助金のある市町村と違い全て無料とするのは

現状・経緯

現在の財政事情では実現できないと考えます。

現在の受診者の自己負担額については、実際の検診費用の約一割となっており安価な額で受けられるようになっています。また、無料のクーポンについては、45~49歳の5年間市の大腸がん検診を受診していない人や、子宮がん検診は21歳の人、乳がん検診は41歳の人を対象に無料クーポンを送付しています。

受診率向上については、市独自のがん対策として、胃がんリスク健診、中学生ピロリ菌検査事業、大腸がん検診無料クーポン事業、大腸がん早期治療支援事業など、若い世代や働き盛りの市民の健康を図るべく事業を展開しています。

また、がん検診の実施にあたっては、市民アンケートを行い、市民の声を 反映させ、受診しやすい環境を整えるべく努めています。

● 乳 が ん 検 診 の 無 料 ク ー ポ ン 対 象 年 齢 に つ い て

市で行うがん検診は、有効性や受診者に不利益がないかどうかを検証した厚生労働省の指針に基づき、対策型検診として実施しており、乳がん検診については、現在は40歳以上を対象に、マンモグラフィによる検診を行っています。

乳がん検診の実施方法の経緯については、当初、30歳以上を対象に、視触診のみで実施していましたが、平成12年度から、50歳以上の女性を対象にマンモグラフィによる検診が導入されました。その後、「がん検診に関する検討会(厚生労働省)」において検討した結果、40歳代の患者数が増加していること、40歳代においても検診による死亡率の低減効果が検証され、有効性が確認されたことから、マンモグラフィによる検診の対象が40歳以上の女性にまで拡大されることになりました。

最近、女性の元アナウンサーが若年乳がんで亡くなったことを機に、若年者の乳がん検診実施について関心が高くなっていますが、30歳代以下については、死亡率低減の有効性が検証されていません。また、若い人に多い高濃度の乳腺の人は、マンモグラフィ検査では異常が見つかりにくく、検査の有効性が低いとされ、放射線の被ばくを勘案するとデメリットが多いと言われています。同様に、乳がんの超音波検査も死亡率低減の検証がされておらず、集団による検診は推奨されていない現状です。

4. 平成28年8月に「弘前市たばこの健康被害防止対策の指針」を策定、 平成29年3月に「弘前市たばこの健康被害防止対策行動計画」を策定しています。平成29年10月には、行動計画の推進に向け市において先導的な取り組みを実施するための「市の管理する公共施設の受動喫煙防止対策マニュアル」を策定しております。

また、平成29年4月のさくらまつり期間中には、市内商店街に喫煙環境表示ポスターを配付し、掲示の協力をお願いしているほか、市民向けのPR活動として、たばこの健康被害防止に関する講話や出前講座等を今年度10回実施しているところであります。

5. 都市公園には、総合公園や運動公園などの大規模なもののほか地域住民の利用を目的とした地区公園・近隣公園、街区公園など様々な規模・種類のものがあります。

都市公園は、種別ごとにその特質に応じて平均的に分布し、住民ができるだけ同じような条件で利用できるようにするとともに、災害時における避難地や防災活動の拠点としての機能に十分配慮すべきとのことから、都市公園法において配置・規模の標準が示されており、例えば、近隣公園は2へクタール、街区公園は0.25ヘクタールなどの規模の標準が示されています。

現状

経

なお、高齢者や児童といった年齢層による種別はなく、全ての公園は誰もが 自由に利用できるものです。

現在、市内には地域の公園として、地区公園 1 箇所、近隣公園 8 箇所、街区公園 8 4 箇所、幼児公園 1 3 0 箇所、緑地 7 6 箇所など、合わせて 3 0 0 を超える公園が設置されており、地域住民の交流の場や子供の身近な遊び場として利用されています。

しかし、近年、人口減少や少子高齢化等を背景に、十分利用されない公園が多くなっています。特に100箇所以上ある面積が200㎡未満の小公園は、冬期の雪置き場としての活用を除いてほとんど利用されていない状況にあります。

1. 今後、市の具体的な計画を策定するため、専門家・有識者などで構成する附属機関を設置し、地域の医療・福祉の将来像を見据えた中核病院の機能と運営体制について諮問したところです。

地域包括ケアシステムの中心を担う中核病院の早期整備に向けて関係者と議論を進めていきたいと考えております。

また、中核病院整備の検討にあたっては、利便性など、市民目線・利用者目線に十分に配慮してまいります。

2. 子どもの歯の健康に関しては、これまで実施してきた事業の成果として、 1歳6か月児健診や3歳児健診での齲蝕有病率が改善してきていることか ら正しい歯磨きの仕方や習慣が、子どもや保護者の方に定着してきている と考えております。したがいまして、今後もこれらの取組を推進し、子ど もたちの齲蝕有病率の更なる低下を目指してまいります。

現時点では、団体の活動に対して金銭面の助成を行うことは考えておりませんが、団体の活動に必要となる情報提供に関しては、必要とする情報を確認したうえで、可能な限り対応したいと考えております。

また、保育園や幼稚園に通う子ども達に新しい歯ブラシを使ってもらえる環境づくりに関しては、各種健診等の中で保護者の方などに正しい歯磨きの方法や歯ブラシ交換時期等に関する情報提供を行い、望ましい歯科保健行動につながるよう取組の強化を行ってまいります。

3. 市民アンケートなどによる、「身近な場所で検診を受けたい」、「がん検診と特定健診を一度に受けたい」、などの市民の声に応えるよう、来年度から巡回バスでのがん検診の機会を増やしたり、がん検診と特定健診を一度に受診できる複合健診の機会を設けることなどを計画しています。さらに、申込みしやすい体制づくりとして、若い世代に多く使用されているスマートフォンを利用し夜間でもWebで検診申込ができる体制の構築を計画しています。

今後も、いろいろな方法で市民の意見を聴きながら、市民が受診しやすい環境整備に努めるとともに、市が直接関与できる国保加入市民だけでなく、全市民を対象としてがん検診受診率向上に努めていきたいと考えております。

さらには、若い時から自分自身の健康状況を把握し、自ら健康管理できるよう、20・30代健診(特定健診と同様の内容の健診)を新規に実施する予定です。このような事業を着実に実施し、がん検診受診率向上及び、健康意識の向上を図っていきたいと考えます。

●乳がん検診の無料クーポン対象年齢について

市が行う乳がん検診としては、国が推奨するように、40歳以上隔年を対象としたマンモグラフィによる検診を行い、700円で受診できます。

乳がんの無料クーポンは国の事業で41歳を対象としています。

なお、乳がんについては、セルフチェックの意義が認められており、その 啓発に努めたいと考えています。

また、乳がんは、遺伝的にリスクが高い人(血縁者に50歳以下で乳がんになった人がいる場合など)は、若年で発症する場合があるとされていることから、若年者の乳がんに関する情報発信を積極的に行い、意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

市の乳がん検診のあり方については、対象年齢、検診方法など、弘前市医師会とも協議を行い有効性のあるものにしたいと考えます。

4. 「市の管理する公共施設の受動喫煙防止対策マニュアル」により、施設の管理者が対策を進めるうえで、必要な方針、考え方、取り組み方法などを具体的に定め、まずは市が先導的立場で、施設の受動喫煙対策を適切かつ着実に実行していきます。

市の管理する公共施設については、行動計画に基づき敷地内禁煙または建物内禁煙とするほか、多くの子どもや妊産婦等が利用する施設については、可能な限り早期の敷地内禁煙を目指すこととし、敷地内禁煙又は建物内禁煙に移行する際は、あらかじめ概ね3~6ヶ月程度を目処に周知期間を設け、喫煙する利用者の理解と協力を求めるものであります。

市が率先してたばこの健康被害防止の取り組みを推進していくことにより、地域全体でのたばこの健康被害防止に対する気運を高めるとともに、市民や関係団体と連携しながら「弘前市たばこの健康被害防止対策の指針」に沿って対策を実施していきます。

また、これまで実施してきた取り組みについては、見直しと検証を重ね、 より効果的な取り組みとなるよう引き続き努めてまいります。

5. 公園の設置目的である、市民のレクリエーションの場、地域のコミュニティ活動の場等として、既存公園の魅力や機能を向上させるため、市民と連携しながら、市民のニーズに合ったより柔軟な公園の利活用や整備を進める事業を計画しています。

そのために、平成30年度に、まず市民による検討会議を設置し、この度の要望も踏まえながら市民の意見を伺い、様々な利活用案や管理費の減少にもつながるような効果的な再整備を検討したいと考えております。

また、リーダー派遣については、ひろさき健幸増進リーダー会が希望する 町会や団体等からの依頼に基づきリーダーを派遣していますので、今後も地域の健康づくり活動に積極的に活用していただきたいと考えます。

母子保健担当 内線 4 5 2 担当:健康づくり推進課 総括主査 鳴海 悦子 健康づくり推進課 成人保健・がん対策係 総括主査 澤居 吏香子 内線 4 5 2 健康づくり推進課 健康づくり総合推進担当 主査 中澤 倶志 内線 4 5 2 地域医療総合戦略対策室 鎌田 敏徳 内線982 主幹 福祉政策課 健康福祉改革プロジェクト担当 主幹 若松 義人 内線905 内線500 公園緑地課 事業係 主幹 工藤 昭仁

要望事項 2

インバウンド対策について

要望事項の内容

状

経

- 1. 日進月歩の技術革新により、弘前市公衆無線 LAN 環境の高度化についても、その 状況は目まぐるしく変化している。弘前市へのさらなるインバウンド観光客の来訪が 見込まれる中、利用者の立場に立ったインターネット接続環境の整備を目指し、当所 との協働による調査研究の実施を要望
- 2. OTA (Online Travel Agent) を通して弘前市を訪れたFIT旅行者に対して、宿泊施設が実施する優待等の取組みに対する助成制度
- 3. 市内の観光施設や飲食店の情報のみならず、公共交通の利用の仕方や日本でのマナーなどまで、外国人旅行客が必要な情報を効果的かつ効率的に提供するための公衆無線 LAN 用のポータルサイト制作
- 1. 近年の急激なインバウンド旅行客の増加を背景に、外国人が一人歩きできる通信環境(FREE Wi-Fi)の整備づくりが、総務省・観光庁の呼びかけにより、急ピッチで進められております。最も当市においては、様々な企業が独自にアクセスポイントを設置しており、その認証方式も混在しているため、インバウンド旅行客動線上の全てで、スムーズなインターネット接続環境が整備されていない状況があります。インバウンド旅行客にとって、メールアドレス認証はハードルが高く、SNS アカウントを活用した OpenID(SNS 認証)方式等が推奨されている一方で、認証ハードルを簡素にした、安易に接続できる Wi-Fi はしばしば悪用される懸念があることも承知しております。また、インバウンド観光客動線上全てを網羅する公衆無線 LAN の整備には相当程度のコストがかかることも想定されます。

他県では個人旅行客が使う観光タクシーでモバイル Wi-Fi ルーターを搭載したタクシーが導入されているだけではなく、安い価格でネットに接続が可能な SIM カードをホテルフロントなどで販売するなど、Wi-Fi 環境の脆弱性を補完する取組みも行っております。

様々な状況を鑑みて、アクセスポイント機器の交換時期にさしかかった弘前公園内 Wi-Fi についても、現在市内に設置されている Wi-Fi との互換性や、認証方式の統一などに関して検討するため、新機種の選定に先立って、当所他民間事業所と連携した先進地視察などの調査研究を行うことを要望します。

2. 弘前市を訪れる外国人旅行客は年々増加傾向にありますが、多くは団体型であるため、市内のホテルの規模では受け入れが難しくなっております。今後の更なる外国人旅行客を獲得するためには、FITと呼ばれる個人旅行客をターゲットとすることが必要だと思われます。団体客と異なり、個人旅行客は市内の旅館やビジネスホテルに宿泊するだけでなく、自らインターネット等で現地の情報収集を積極的に行い、街なかで飲食や買い物をするため、人数は少なくても市内への経済効果は高くなることから、FIT旅行者の獲得と受け入れ環境の整備について要望いたします。

<u>観光振興部 国際広域観光課</u> 財務部 情報システム課

- 6 -

現

状

経

市の処理方針

1. 市は、外国人観光客等の利便性を向上させるため、弘前公園、弘前駅観 光 案 内 所 な ど に 公 衆 無 線 LAN (Wi-Fi) 環 境 の 整 備 を 行 っ て ま い り ま し た 。 ま た 、宿 泊 施 設 、飲 食 店 な ど の 民 間 事 業 者 に お い て も 、整 備 が 進 ん で き て お り、Wi-Fiが利用できる施設は徐々に増加してきております。

その一方で、認証方式が混在しており施設を移動するたびに認証が必要と なることから、スムーズにインターネットに接続できない現状であります。

- 2. 外国人宿泊客数は、中国天津空港からの団体旅行者の宿泊などにより増 加しており、平成29年は3万人を突破しております。これは、弘前市インバ ウンド推進協議会が、中国天津空港からの定期便を利用して当市に宿泊する 団体旅行を催行した旅行会社に対する助成金を支給したことによるものが 大きいと考えております。団体旅行に対する宿泊助成は、当市を旅行コース に組み込むための有効な手段であり、実際、助成金の支給が終了した8月以 降についても毎月約2,000人が当市に宿泊していることから、助成金の支給 により旅行コースが造成され、さらには旅行会社の販売活動が当市の認知度 を向上させるという二重の効果があったものと考えております。
- 3. 現在、公衆無線LANポータルサイトとして、弘前観光コンベンション協会 のホームページが設定されており、外国人観光客の観光情報の収集に活用い ただいております。

こ の サ イ ト は 随 時 ア ッ プ デ ー ト が 行 わ れ て お り 、 英 語 に よ る 情 報 も 充 実 し ておりますが、公共交通の利用方法、日本でのマナー、飲食店やホテルなど の詳しい情報は掲載されておらず、観光情報が中心となっております。また、 これ ま で バ ス の 乗 り 方 な ど を 多 言 語 で 説 明 し た 交 通 マ ッ プ を 作 成 し た 経 緯 はありますが、紙によるものが中心となっております。

1. 認証方式を統一することにより、外国人観光客等の利便性が向上するも のと思われます。

弘前公園のWi-Fiと弘前駅観光案内所等の市が設置しているWi-Fiの認証 方 式 の 統 一 に つ い て は 、中 長 期 的 な 課 題 と し て 捉 え て お り 、貴 所 と 協 働 し て 検討してまいりたいと考えております。

一方で、宿泊施設などの民間事業者が設置するWi-Fiについては、通信回 線 及 び シ ス テ ム の 受 託 会 社 が 多 様 で あ る こ と か ら 、認 証 方 式 を 統 一 す る こ と は、非常に困難であると認識しております。ただし、市と民間事業者が一体 となって協議し、加えて公衆無線LANを専門とする企業から技術的助言を受 けることで解決できる可能性があることから、貴所と協働して調査研究を 行ってまいりたいと考えております。

弘前公園のWi-Fiについては、来年度以降に更新を行う予定で準備を進め て お り 、 更 新 後 は 、 接 続 可 能 エ リ ア が 拡 大 す る 見 込 み で あ り ま す 。 認 証 方 式 については、OpenID (SNS)認証に対応できる機種を選定する予定でありま すが、実施については、利便性と安全性を十分に考慮した上で進めてまいり ます。

なお、ストレスのないネットワーク接続を実現する手段としては、公衆無 線 LANの他に、ホテル等でのWi-Fiルーターの貸出、SIMカードの提供など他 の方法も考えられますので、様々な可能性について検討してまいりたいと考 えております。

2. 楽天トラベル等のOTA (オンライン・トラベル・エージェント) を通した 宿泊について一定の宿泊助成を行うことにより、外国からの個人旅行者が市 内の宿泊施設を選択する確率が高まり、これにより個人旅行(FIT)の増加 が期待できます。

今後の処理方

しかし、宿泊助成を永続的に実施することは不可能であり、助成により一時的に宿泊客が増えることがあったとしても、旅行会社が継続的に送客を行う団体旅行と異なり、助成を廃止すると瞬く間に宿泊者が減少することが容易に想像されます。外国人観光客に繰り返し宿泊していただくには、価格で競争するのではなく、外国人受入環境整備事業費補助金の活用により館内表示やメニュー表示の多言語化を促進することや、先進的な取組みを行う施設の情報を共有して水平展開することなどにより、宿泊施設の質を向上させながら、効果的に情報発信を行うことにより、FITの増加を図ってまいりたいと考えております。

3. 外国人観光客に対して、公共交通の利用方法や飲食店に関する情報を提供するため、弘前市インバウンド推進協議会で十分に協議した上で、貴所、弘前市旅館ホテル組合が中心となって飲食店、宿泊施設等の情報を集約し、既存のポータルサイトである弘前観光コンベンション協会の管理するホームページを充実させることにより、外国人観光客の利便性を向上させることができるものと考えます。

担当:国際広域観光課 国際広域観光係 総括主査 鎌田 孝教 内線532 情報システム課 情報化推進係 主幹兼情報化推進係長 伊藤 靖記 内線370

要望事項 3

「弘前ブランドセンター」構想への支援および地域資源のブランド 化推進について

要望事項

- 1. 当所が検討を行っている「弘前ブランドセンター」への参画とともに、人材育成、 知財保護、商品企画開発能力養成等、ブランドセンターが想定する個別事業に対して の予算支援
- 2. 『地域資源のブランド化推進』を明記しての次期総合計画への反映

の内容

1. 当所(産業振興委員会)ではあらゆる弘前地域資源を磨き上げ、国内外への事業展開を支援する窓口機関「弘前ブランドセンター」構想を実現すべく検討作業を行っております。

当所の有するネットワークを活用した連携組織体である「弘前ブランドセンター」構想では、参画する各機関がそれぞれの得意分野(ノウハウ)を持ち寄り、弘前地域資源(ヒト・モノ・トコロ)のブランディングを包括的に支援します。将来的に「〇〇と言えば弘前」と広く認識される地域資源を増やし弘前市全体がブランド化されることを目指しております。

状・経緯

「弘前ブランドセンター」構想に求められる機能・役割は多岐に亘っていますが、 平成30年度はブランドになり得る職人(トップシェフ等)の育成を目指す留学・派遣制 度の創設、商品企画開発能力養成事業の実施による人材育成、ならびに地域団体商標 の取得による知財保護を喫緊の課題として取り組んでいく予定です。

2. 地域の魅力アップ、他地域との差別化対策として地域資源のブランド化は、欠くことのできない重要なものです。

つきましては、弘前ブランドセンターへの参画とともに『地域ブランド化推進』を 次期総合計画に明記するよう要望いたします。

商工振興部 商工政策課

市の処理方針

○これまでの経緯

① 平成29年度弘前商工会議所重点要望の提出

「弘前ブランドセンター設立に向けた支援について」

(主な要望内容)

現状・経緯

- ・「弘前ブランドセンター」設立について、弘前商工会議所として積極的に推進するが、関係する団体等オール弘前体制として臨む必要があることから、弘前市が主導し設立に向けた取り組みを行っていただきたい。
- ・ブランドセンターの役割の一つである「地域団体商標登録制度」を活用したブランディング戦略構築について支援を要望する。

現状・経緯

(弘前市からの回答要旨)

- ・貴所が設立に向けて主導する「弘前ブランドセンター」は、当市としても「弘前ブランド」の保護やブランド力強化のため重要な施策であることから、具体的な仕組みの構築に向けてオール弘前体制で、積極的に協働して取り組んでまいりたい。
- ・「地域団体商標登録制度」への支援についても「弘前ブランドセンター」の具体的な仕組みの構築の中で、貴所と協議してまいりたい。

②これまでの主な協議・検討

平成29年4月5日 第3回產業振興委員会出席

「弘前ブランドセンター」調査研究

平成29年5月17日 第4回產業振興委員会出席

「弘前ブランドセンター」調査研究

平成29年6月1日 「弘前ブランドセンター」構築に向けた勉強会出席

主催:産業振興委員会

講師:プロダクトデザイナー 喜多俊之氏

平成29年8月中旬 弘前商工会議所事務局と構想案、新年度予算案協議

~平成30年1月 (複数回実施)

平成29年9月4日 知財活用フォーラム勉強会(仙台)

平成29年11月24日 先進地視察(下関)

今後の処理方

「弘前ブランドセンター」構想につきましては、これまで貴所と組織体制案、平成30年度の事業案や事業実施の役割分担など協議・検討を重ねてまいりました。

当市におきましても、「弘前ブランドセンター」への負担金による支援について、平成30年度からの実施に向けて検討を重ねているところです。 また、次期総合計画への『地域資源のブランド化推進』の明記につきましても前向きに検討を重ねております。

貴所が設立に向けて主導している「弘前ブランドセンター」は当市のブランド力を強化するために重要な施策であることから、引き続き、具体的な仕組みの構築に向けてオール弘前体制で積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

担当: 商工政策課 物產振興担当 主幹 太田 尚亨 内線927

要望事項 1

弘前市子育て支援補助金について

安望事項の内容

1. 今後の更なる少子化・人口減少対策として、子育てに適した住環境の創出を目的と した子育て家庭が、子育てしやすい環境をつくるためにも、住宅を新築、購入、リ フォームする場合にかかる経費の一部を補助する補助金制度の創設

- 現状・経緯
- 1. 昨年度の要望として、「弘前市子育てスマイルアップ補助金」を復活していただくよう要望しました。しかし、弘前市からの進捗状況の回答では、子育てスマイルアップ補助事業に係る財源確保の見込みが立たないことから復活は困難であるとの回答をいただいております。そのうえで、空き家・空き地利活用事業での子育て世帯に対する優遇や移住対策として、子育て世帯の住宅取得に対する助成の紹介をしていただいておりますが、少子高齢化社会における現代で、「子育て家庭が、子育てしやすい環境をつくる」ことは空き家・空き地の利活用や移住対策だけではなく、弘前市全体として重要な課題であります。その環境づくりである住宅の新築、購入、リフォームをする際に「子育て支援」の一つとして、かかる経費の一部を補助する補助金制度の創設を要望いたします。

健康福祉部 子育て支援課

市の処理方針

弘前市スマイル(住まいる)アップ事業費補助金は、子育て世帯が子育てに適した良好な住環境を創出するための経済的支援策として4年間を実施期間として計画し、平成24年から平成27年まで実施したものです。

市民の方からの申請も多く、大変好評であり、子育て世代に良好な住環境を提供することができたものと考えております。

本補助金につきましては、事業終了後も再度の事業実施を望む声をいただいており、事業実績からも市民の要望の多い施策だと考えております。

しかしながら、限られた財源を優先度に応じて予算化していくため、事業の再開は行っていないものです。

今後の処理方

現

状

経

緯

子育てスマイルアップ補助事業については、事業に係る財源を確保できる 見込みがないことから新たな制度創設は困難です。子育て世帯の住環境に関 しましては、空き家・空き地利活用事業での子育て世帯に対する優遇や移住・ 定住対策として子育て世帯の新築の建物取得に対する助成など、関連する事 業での工夫を続けております。また、単独の補助金創設はできないものの、 今年度は住宅金融支援機構の金利優遇制度への対応を行い、弘前市民が金利 優遇制度を利用できるよう協定を結ぶなど、子育て世帯への支援の拡充を 行っております。今後も国の補助金等を活用した制度構築など工夫をしてま いります。

担当:子育て支援課 子育て戦略担当 主幹 原 直美 内線324

要望事項 2

子どもの医療費の完全無償化の実現について

安望事項の内

容

現

状

経

- 1. 義務教育終了迄の児童・生徒の通院、入院及び予防接種を含めた医療費の完全無償化の実現(保護者の所得制限は設けない)
- 1. 弘前市が直面している人口減少、少子高齢化に歯止めをかけるために、若い世代の人々が住みやすく子育てしやすい環境をつくり、今弘前にいる若い世帯の定着や他市町村・他県からの子育て世帯の流入を図ることが必要であります。そうした環境を作るためにも今現在弘前市で行っている子どもの医療費の助成制度をさらに発展させ、義務教育終了までの子どもの医療費の完全無償化の実現を要望いたします。

具体的には、①通院医療費の対象年齢を義務教育終了に相当する年齢まで引き上げ、 ②助成対象をインフルエンザ等の任意予防接種まで拡張、③所得制限の撤廃、という 要望内容となります。

近隣の自治体でいえば西目屋村がこども医療費無料の施策を実施しており、高校 3年生に相当する年齢まで通院はもちろん入院費や任意予防接種費用も完全無料となっており所得制限も設けられておりません。また全国的にも人口が増加している自治体ではそのほとんどで子どもの医療費や保育料などの助成制度を充実させています。こういった事実から弘前市の発展的な未来を築いていくためにも子どもの医療費の完全無償化を強く要望いたします。

健康福祉部 子育て支援課

市の処理方針

- ①当市の子ども医療費給付制度は、青森県乳幼児はつらつ育成事業に準じて 平成6年度に開始し、その後、当市独自の拡充として、平成25年度から 高校生までの入院医療費を給付対象としたほか、平成29年10月診療分 からは通院医療費の給付対象を中学生までに拡大し、保護者の経済的負担 の軽減を図っているところです。
- ②任意の予防接種については、インフルエンザは未就学の幼児を対象に1回分の接種費用を助成しています。また、おたふくかぜは、1歳及び就学前年度の幼児について1回分の接種費用の一部助成を行っております。
- ③子ども医療費については所得制限を設けておりますが、他の医療制度を含めた給付対象児童は全体の約9割となっております。

今後の処理

方

状

経

子ども医療費の給付対象に保護者の所得制限を設けないことや予防接種の助成の拡大は、必要とする財源を確保する目途が立っていないことから、現在のところ難しいものと考えております。

当市では、医療費の給付のほかにも、保育料の独自軽減や放課後児童の居場所の充実、多子世帯への給食費や上下水道料金の助成などにより子育てを応援しており、今後もバランス良く子育て施策の充実を図ってまいります。

担当:子育て支援課 課長補佐 間山 博樹 内線560

要望事項 3

弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略における「人づくり特区」 構想の策定について

要望事 項の内容

状

経

1. 「人に優しく、人づくりの出来る、住みやすい街弘前市」という新たなブランドイメージを構築するために、健常者児童に対する施策はもとより、発達障害児童への教育環境の整備から就業までトータルで支援する弘前市独自の弱者支援策の実施など「人づくり特区」構想の策定を要望

1. インクルーシブ教育の導入により様々な発達障害(学習障害)を持った児童も健常者と共に学ぶ環境整備が進められています。その一方で彼らに対する専門的な教育知識を持った教員はまだまだ不足しているのが実状です。発達障害は早期発見と適切な初期教育の実施によって、健常者と同等の社会生活を営み、就労・自立を行える可能性が格段に高まるだけではなく、将来的に保護者の負担軽減に繋がることにもなります。当市においても発達障害教育の専門教員育成を徹底するとともに、専門家によるサポート体制を拡充することが不可欠です。幸いなことに学都弘前市には弘前大学教育学部、さらに学部附属特別支援学校があり、これら教育機関との積極的な官学連携によって教員力を増強できる環境があります。

また、当市の基幹産業であるリンゴ生産は労働集約型産業でありながら、生産農家の高齢化と従事者の減少という問題を抱えおり、今後も労働力人口の減少が予測されます。障害を持った、あるいは支援を要する児童生徒への適切な教育や支援の結果として、彼らが弘前市の基幹産業と地域経済を支える存在になることは、社会的弱者の自立と産業課題の解決に繋がるものであります。

「人づくりと産業振興、さらには障害を持った子供の行く末を安心して託せる街」としてのイメージは弘前地域の魅力(アドバンテージ)となり、毎年一定程度の定住・交流人口の拡大が見込まれることで地域の活性化にも繋がります。発達障害者の教育と就労支援を通じた、全国に先駆ける弘前市独自の地方創生策として、弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略において「人づくり特区」構想の策定を要望いたします。

健康福祉部 福祉政策課

健康福祉部 就労自立支援室

教育委員会 教育センター

経営戦略部 ひろさき未来戦略研究センター

市の処理方針

市では、療育の場の必要性及び保護者の心理的ケアが非常に重要であると認識し、乳幼児期から療育支援を行っております。

小・中学校においては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を整備し、充実した教育環境づくりを推進しております。

具体的には、多様な個性や特性のある子どもたちみんなが分かる授業づくり、誰もが安心して過ごせる集団づくりを基盤に、学びの協力員(合理的配

現状・経

状 経

後

 \mathcal{O}

処

玾

方

慮協力員)の派遣や特別支援教育支援員の配置による校内体制の整備、相談 支援チームによる相談対応等を行っております。

平成28年度には、複雑かつ多岐にわたる課題を抱え、生活困窮状態とな る恐れのある市民を対象とした相談窓口として、「ひろさき生活・仕事応援 センター」を開設し、主に中・高齢者、ひとり親家庭の母、障がい者(身体・ 精神・知的・発達(疑い含む))、若年無業者、引きこもり状態の方々に対 して、相談支援を提供しております。

市といたしましては、こうした支援が必要な人材を「地域を支える多様な 人材」と捉えており、課題解決を図りながら、本人の状況(性格、特性、強 み、家庭環境など)を踏まえて仕事のあっせんをするなど、関係機関及び地 域企業等と連携しながら、就労支援・自立支援を実施しています。

また、弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、「新たな時代 に対応する多様な教育の展開」として、障がいのあるなしにかかわらず共に 学べるインクルーシブ教育を推進するとともに、「就業人口の上昇」として、 高齢者や障がいのある人などが新たな担い手として活躍できる環境づくりも 取り組むこととしております。

発達支援に関しては、今後も療育のニーズは高まっていくものと考えてお り、ことばの発達をはじめとしたコミュニケーション能力や対人関係など発 達の遅れに対し、早期発見、早期療育に努めるとともに、子どもたちが個性 を 伸 ば し 、 自 ら の 可 能 性 を 広 げ る た め 必 要 と す る 多 様 な 教 育 的 ニ ー ズ に 応 え て い く た め に 、 教 育 委 員 会 各 種 訪 問 事 業 や 研 修 会 の 開 催 等 に よ る 教 師 の 資 質 向上を図るほか、幼児ことばの教室を中心とした早期対応、学びの協力員の 派遣や特別支援教育支援員の配置等による小・中学校の校内支援体制の整備、 教育委員会相談支援チームによる相談支援等に今後も継続して取り組み、教 育環境の一層の充実を目指していきます。

また、特別支援学校や弘前地区特別支援教育研究会など関係団体等との情 報 共 有 や 連 携 の 充 実 を 図 り 、 現 場 の ニ ー ズ に 応 じ た 指 導 者 の 人 材 育 成 に も 努 めてまいります。

就労支援に関しては、相談者の中で、特に20歳代~30歳代の比較的若 い市民の多くが、発達障がい(疑い含む)やメンタル面の課題を抱えており、 個々の相談者に状況に合わせて、就労に向けた準備段階からの支援を提供し ている状況です。

平成30年4月からは、障がい者の法定雇用率の算定基礎に、発達障がい を含む精神障がい者が追加され、一定規模を超える企業には、こうした人材 の雇用が義務付けられ、今後より一層企業側の取組も求められるものと考え ておりますので、人材の紹介だけでなく、多様な人材の雇用に関する情報提 供や、定着に向けた支援についても実施し、企業側の取組も後押ししていき たいと考えております。

「人づくり特区」構想の策定につきましては、インクルーシブ教育が国の モデルとしてスタートしていること、就労支援の仕組みは、弘前市独自の取 組として、国からも既に注目されていることから、今後の取組の状況を踏まえ、 法規制緩和など特区制度の活用が必要な場合には検討していきたいと考えておりま す。

担当:福祉政策課

障がい福祉係

係長 佐藤 龍太 内線934 金川

就労自立支援室

総括主査 指導主事 浩人 内線 9 5 6

教育センター

石田 睦子 内線 5 4 3

ひろさき未来戦略研究センター 計画マネジメント担当 総括主幹 澁谷

明伸 内線538

要望事項 4

人口減少・少子化対策の強化について

要望事項

の内容

- 1. 人口減少・少子化対策の具体的施策の強化を要望
- 2. UJIターンの移住・定住促進を図るため、移住者に対して生活費の一部となる手当て等での支援を要望

現状・

経

- 1. 人口減少による労働力人口の減少は、地域経済を維持していくうえで深刻な問題となっておりますことから、人口減少・少子化対策について具体的な施策のさらなる強化をしていただけるよう要望いたします。特に、急速な晩婚化・未婚化が進んでいる中で、結婚を希望する独身者に出会いの場を提供することを目的として運営している「ひろさき広域出愛サポートセンター」の活動の周知PRの強化と婚活イベントの内容強化を要望いたします。
- 2. UJIターンにより、弘前市へ移住し就職した場合、給与水準が首都圏等と比較すると低いため所得が下がってしまいますが、住民税や国民健康保険料は前年の所得額を基準に計算されるため、住民税等の負担割合は高くなり、移住1年目の生活を圧迫することになります。

弘前市では、移住促進事業として、移住の相談、住宅の購入、医療、子育て支援等幅広い移住者への支援を行っていただいているものの、移住者本人への手当て等の支給はありません。そのため、UJIターンの移住促進を図るための手当て等の新たな支援制度の創設を要望いたします。

経営戦略部 ひろさき未来戦略研究センター

市の処理方針

1. 市では、平成26年5月に策定した「弘前市経営計画」において、様々な地域課題の中でも人口の大幅な減少の抑制を最重要課題とし、その課題解決に向け取り組んできております。また、平成27年9月には「弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、安定した雇用の創出や地域産業のイノベーションなど、これまでの人口減少対策を更に強化・加速させ取り組んでいるところであります。

現状・経

結婚を望む独身者に対する支援としては、平成26年10月、市役所内に「ひろさき出愛サポートセンター」を設置し、出会いの場を提供しており、また平成29年4月からは、弘前圏域定住自立圏を構成する周辺7市町村と連携し、「ひろさき広域出愛サポートセンター」として対象を圏域市町村に拡充して取組を進めているところです。

広域化に伴っては、利用者の利便性を高めるため、サポートセンターをヒロロスクエアに移転し、営業日や営業時間を見直すとともに、各市町村の広報誌やホームページ、フリーペーパー、コミュニティFMなど様々な媒体を活用し、周知活動を行っております。

また、これまで各市町村単独で実施してきた婚活イベントについても、圏域市町村が連携して各市町村の特色を活かしながら、婚活要素以外のプログラムの充実を図ることで、より参加しやすい内容となるよう工夫しながら実施しております。

現状・経

緯

2. 市では平成26年度から移住対策に取り組んでおり、移住相談や移住お試しハウスの設置、住宅を購入する際の費用の一部補助のほか、子育て支援制度の拡充等に取り組んでおります。また、平成28年度からは、市の認定制度である「移住応援企業」に認定された企業等に所属する県外からの移住者に対して奨励金を支給する制度も整備し、移住者に対する支援を行っているところです。

これまでの移住相談の傾向を分析すると、相談内容として最も多いのは「仕事」となっており、移住後も安定した生活を送るためには、収入や雇用環境といった「仕事」が重要であることがわかります。このため、ひろさき移住サポートセンター東京事務所では、平成29年度から無料職業紹介の窓口を開設するとともに、首都圏大学生や移住検討者が地元企業採用担当者とWEB上で面接できる機能を整備するなど、就業支援にも力を入れて取り組んでいるところです。

了後の処理

方針

1. 「ひろさき広域出愛サポートセンター」の新規登録者数及びお見合い件数は、広域 化によって順調に増えていることから、今後も引き続き人口規模を活かした取組を 行っていくほか、婚活イベントについても、平成29年度の実施状況や参加者の意見を 参考に、参加意欲をより向上させる内容となるよう検討し、結婚を望む独身者へ多様 な出会いの場を提供してまいりたいと考えております。

また、引き続き「弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる施策を着実に 実施し、人口減少・少子化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

2. 地域間競争が激化している中で、当市が移住・定住先として選ばれるためには、移住時の一時的な支援よりも、特色を活かした他地域との差別化や、多くの地域資源や自然環境に恵まれ、高等教育機関や医療機関が集積しているなど当市の優位な特徴を魅力あるライフスタイルとして効果的に発信していく必要があると考えております。

また、地域資源を活用した新たな産業やビジネスモデルの創出に力を入れるとともに、賃金や労働時間等の労働条件の格差解消に取り組んでいくことも必要であることから、貴所や地元企業と一体となって、労働条件の改善や地域課題に対応した人材を地域外から積極的に誘致する具体的取組を検討・実施しながら、更なるUJIターンの促進に取り組み、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

担当: ひろさき未来戦略研究センター 人口減少対策担当 総括主幹 白戸 麻紀子 内線936

要望事項 5

冬期間の雪対策について

要望事

項

- 1. 冬期間における狭い路地の排雪回数増加、また市民、業者が除雪・排雪の作業がしやすい環境づくりを要望
- 2. 官民一体による雪対策の一環として、市の弘前型スマートシティ構想実現に向け、 雪との共生を図り「安心で快適な生活をおくることができる街」を構築するため融雪 設備設置全般に係る市の補助を要望

の内容

1. 冬期間、特に降雪の多い年については、狭い路地は緊急車輌の侵入が難しいほど雪で道が狭まっている状況であるため、学童や市民の安全・安心な生活のためにも現在原則年1回程度としている排雪回数を増やしていただきたい。

また、市民が除雪・排雪のしやすい環境づくりとして、融雪溝の増加・電柱の地中化・除雪車が作業の際に引っかからないように路面やマンホール補修の推進を要望いたします。

現状・経:

状

経

2. 現在市では市内に土地または建物を所有する個人および法人・町会に対し、金融機関等から貸付けを受けて、敷地内に融雪装置を新たに設置する場合、その利子の一部または全部を負担しています。一方、不動産関係業者が行う住宅地造成の際に新たに造る道路の融雪設備設置については補助が行われていません。

市の弘前型スマートシティ構想実現に向け雪との共生を図り「安心で快適な生活をおくることができる街」を構築するため、個人法人問わず、市内での融雪設備設置に係る費用全般に対して、一定の補助を要望いたします。

建設部 道路維持課都市環境部 都市政策課都市環境部 スマートシティ推進室上下水道部 下水道施設課

市の処理方針

- 1. 狭い路地の排雪回数増加及び除排雪しやすい環境づくり
- ①狭い路地の排雪回数増加

狭い路地の除排雪は、一般除雪の作業機械が進入できない幅員2.5 m 以上、4 m未満の生活道路を除排雪する小路除排雪業務により実施しております。

また、小路の排雪は、町会と連携を図りながら、路面や積雪状況などにより適宜実施しております。

②市民、業者が除雪・排雪しやすい環境づくり

ア)融雪溝の整備推進

消流雪溝の整備は、現在、第2次面的整備3期計画に基づき、平成 31年度までの事業計画で、若党町地区及び元大工町地区において実施し ております。

イ) 電柱の地中化推進

当市では、国の方針に基づき、『景観・観光』、『安全・快適』、 『防災』の観点から無電柱化を推進しております。現在は市が3路線、県が2路線において、道路整備と併せて無電柱化を進めております。

ウ) 道路舗装面やマンホール段差補修

道路舗装面の経年劣化による損傷や沈下等については、パトロールによる現状把握を行い、破損の著しい箇所から順次補修を実施しておりますが、市内全域への補修整備が追い付いていない状況にあります。

また、マンホールの段差についても、パトロールにより早期発見に努めるとともに段差を発見したときは、速やかにマンホールの高さ調整を 実施しております。

2. 雪対策における融雪設備設置全般に係る市の補助

雪対策については、地域除雪活動支援事業や町会雪置き場事業など、様々な官民連携による支援事業に取り組んでおりますが、融雪事業については、平成27年3月に策定した弘前市融雪等推進基本計画を契機として、行政主導の融雪事業に着手しているものの、未だ官民連携による融雪設置に向けた核となる支援事業はありません。

- 1. 狭い路地の排雪回数増加及び除排雪しやすい環境づくり
- ①狭い路地の排雪回数増加

小路の排雪は、原則シーズン1回程度となっていることから、地域と一体となった除排雪体制の構築が必要となっております。

市では、小路などの一般除雪が入れない個所を対象に、町会等除雪報償金や町会雪置き場事業など、地域と連携した助成制度に取り組んでおりますが、より一層効果を上げるため、助成制度の利用促進や拡充に努めてまいります。

また、気象状況に応じてパトロールの強化や住民情報などから、事前に 交通障害の防止に努めてまいります。

②市民、業者が除雪・排雪しやすい環境づくり

ア)融雪溝の整備推進

現消流雪溝の整備計画は、平成31年度で完了する予定であることから、次期整備計画の策定にあたっては、これまでの整備地区における流下能力や利用状況等を評価・検証しながら、地域の実情に合った整備計画とすることで、より地域住民が安全安心で快適な生活ができる住環境の実現を図ってまいります。

また、既存施設について、高齢者宅や空き家・空き地等で利用率の低い箇所は、町会やボランティアとの協働による利用促進を図りながら、通行の支障となっている箇所については、適宜対応することで冬期間における道路空間の確保を図ってまいります。

後

の処

理

方

針

イ) 電柱の地中化推進

無電柱化は、国の基準に沿って進めていますが、多くの経費と時間を要することから、道路の優先度を考慮し、拡幅整備と併せて行うなど必要性やコストを精査した上、国や県、関係機関と協議しながら進めてまいります。

また、現在事業中の路線については、その進捗を図るとともに、国が検証する無電柱化低コスト手法や基準緩和など、最新の情報や動向を注視しながら取り組んでいきたいと考えております。

ウ) 道路舗装面やマンホール段差補修

道路舗装面は、経年劣化による損傷等が年々増加傾向にあることから、計画的・効率的な補修を実施することで、安心で円滑な道路交通の確保を図ってまいります。

また、除雪作業に支障となるマンホール等の段差解消は、対象箇所の調査を行った上で、降雪期前に補修を実施します。

2. 雪対策における融雪設備設置全般に係る市の補助

雪対策における融雪設備設置は、冬期間の快適性向上に資する効果が高いことを踏まえ、平成30年度から、行政主導の融雪事業に加えて、官民連携や民間の主体的な取り組みの掘り起こしと支援事業の構築を行う予定としております。支援制度の構築に際しては、地区町会や不動産業、建設業など様々な方との意見交換等を実施する予定としておりますので関係者の積極的な参加を期待しております。

担当:道路維持課 課長補佐 山本 正行 内線 4 5 1 内線 4 4 6 都市政策課 管理・事業係 係長 千葉 克人 内線 6 0 3 下水道施設課 下水管路維持係 係長 小山内 明 スマートシティ推進室 主幹 樋口 英之 内線914

要望事項 6

JR弘前駅とえきどてプロムナード間のアクセス性の向上について

要望事項の内容

1. JR 弘前駅中央口から大町遊歩道(えきどてプロムナード)へ抜ける地下道へのエスカレーターの設置

現状・経

1. 現在、JR弘前駅中央口から大町遊歩道(えきどてプロムナード)へのアクセスとして作られた地下道は、階段数も多いことから、高齢者のみならず多くの人が地下道の利用を避けているのが現状であります。バリアフリー化に対応するためエレベーターの設置はされているものの、収容人数は少なく頻繁に利用されていないのが現状となっています。また、階段の昇降の手間を省くために地下道を利用せずに横断歩道の無い道路を横断する人が散見され、バスや車が多く往来している道路を横切ることによる事故も懸念されております。加えて弘前を訪れる観光客等が地下道の先に駅前町・土手町へ続く遊歩道があることに気付かず、駅から中心市街地への人の流れをつくる目的で作られた遊歩道の利用にも少なからず影響を及ぼしています。地下道の利用促進による観光客等の駅前町、土手町への誘客による経済波及効果への寄与、市民はもちろん今後さらに増えていくと思われる観光客も含めた全ての利用者の安全確保、更なるバリアフリー化のための方法のひとつとして、JR弘前駅中央口広場地下道へのエスカレーターを設置するなど、アクセス性の向上について要望いたします。

建設部 建設政策課

市の処理方針

現状・経

弘前駅中央口広場地下道は駅前広場(中央口側)から駅前公園及び遊歩道へ通ずる地下通路として、車両交通の円滑化及び歩行者の安全確保を目的として整備され、平成9年4月より供用を開始しております。

駅前広場(中央口側)からの人の流れとして、大町商店街側、弘前公園(イトーヨーカドー)側、そして当該地下道側と大きく3つに分かれている状況であり、地下道及び遊歩道の利用促進のため、案内看板等を設置し、周知を図っているところであります。

今後の処理方針

当該地下道へのエスカレーター設置は更なる利便性等の向上に繋がるものと考えますが、設置には大規模な掘削工事や施設改修工事を行う必要があり、設置後も保守点検費用や電気料金等、多額の費用が必要となることから、歩行者の利用状況や動向等を調査し、今後の財政状況及び経済性等を踏まえて、設置の必要性を検討してまいりたいと思います。

また、横断歩道の無い道路の横断や、当該地下道及び遊歩道の利用促進対策として、地下道及び既設エレベーターのより一層の周知・利用促進に取り組んでまいります。

担当:建設政策課 課長補佐 石川 竜明 内線976

要望事項 7

国土強靭化に伴う防災減災、インバウンド等に対応した新たな社会 資本設備の策定について

要词

事

項

- 1. 今後も異常気象が生じていくことを踏まえ、早急な社会資本整備の在り方についての検討
- 2. 訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するために、更に良好な水辺空間の形成、農泊の推進(古民家等の改修)、文化財等の修理・整備、公的施設の整備、公開・開放、公園・ビジターセンターの再整備、展望地や自然遊歩道のビューポイントの整備、アクセス道路の整備等、新たな社会資本整備の在り方についての検討

の内容

度重なる全国での豪雨により、川の増水、土砂崩れや流木等、住民の生命財産が脅かされています。今後も更なる異常気象が生じることを踏まえ、早急な社会資本整備の在り方についての検討を要望いたします。

また、訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するために、弘前市においても「景観まちづくり刷新モデル地区」に指定されておりますが、整備の強化などの新たな社会資本整備の在り方についての検討を要望いたします。

現状・経緯

建設部 建設政策課 都市環境部 都市政策課

市の処理方針

現状・経

近年、気候変動等による局的な豪雨や記録的な大雨の発生件数が全国的に増加しており、青森県においても、同様に増加傾向にあることから、市では、市街地における、浸水常襲地区の浸水被害の解消や低減を図るため、『災害対策のための基盤の強化』として、経営計画に位置付け、雨水貯留施設の整備、浸水被害常襲箇所や消防屯所への水防資材の配備、排水路や側溝の改修を進めております。

国においては、観光を「地方創生」への切り札等として国を挙げて、観光を我が国の基幹産業へと成長させるため、2020年までに訪日外国人旅行者数を4,000万人、観光消費額8兆円という目標を掲げ、「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定しており、そのなかにおいても観光インフラの整備にむけて様々な施策集を公表しております。

現状・経緯

当市は当該ビジョンに基づく、景観まちづくり刷新モデル地区に指定されており、モデル地区内においては平成32年度までに、旧弘前市立図書館を市民中央広場へ移設し、弘前教会旧牧師館を松森町ふれあい広場へ復元する「歴史的風致形成建造物整備事業」を始め、「市民中央広場の整備」、「禅林街の歩道の美装化」等を実施することとしております。

また、弘前公園二の丸においては、平成30年4月を目途に「弘前城情報館」を整備しており、公園内の新たな拠点として弘前城の歴史や弘前の魅力を積極的に情報発信していきます。

そのほかの社会資本の整備としては、吉野町緑地周辺整備事業(平成32年度開館予定)や史跡堀越城跡整備事業(平成33年度開館予定)などを予定しております。

併せて、ハード整備の効果をより高めるために、ソフト面においてもホームページの多言語化や免税店の環境整備に係る整備等についても支援しております。

国においても、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を平成 29年6月にとりまとめており、国、県管理河川が一体となったソフトとハード を組み合わせた施策が、平成33年度までに、実施予定であります。

今後も、災害対策のための基盤強化を進めるとともに、国、県と連携して防災減災に努めてまいります。

当市の外国人宿泊者数は平成29年10月速報値で30,861人となっており平成26年の6,208人と比較し、約5倍となっております。

併せて、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては更なるインバウンド観光客の増加が見込まれます。

今後の処理方式

この機会を獲得するため、訪れた観光客が快適に旅行を楽しむことができるよう、景観まちづくり刷新支援事業と連動することで相対的な効果が高まるハード面のインフラ整備を考慮するとともに、その効果を高めるためのソフト面での取組と一体となって実施することで、新旧の建造物が重層的に立ち並ぶ弘前の魅力が向上し、更に訪日外国人旅行者等のニーズの多様化に対応することで、再び当市を訪れていただけるものと考えております。

人口減少や厳しい財政状況ということを踏まえれば、必要な社会資本の整備については、新規施設は選択と集中により必要な施設の必要性を厳格に検討し、既存の社会資本ストックについては効果を最大化し、有効活用を図る必要があると考えております。

また、現在、実施している吉野町緑地周辺整備事業等においては、民間活力を活かし効果的・効率的な施設整備を行うとともに、周辺地域との連携の中で施設を利活用していくことで、施設のみならず周辺一帯の「稼ぐ力」の向上により賑わいを創出する等、まち全体の「地域価値の向上」により「稼げるまちづくり」に向けた社会資本整備を推進しているところです。

担当:建設政策課 河川係 主幹 工藤 淳也 内線460 都市政策課 政策調整担当 主幹 木村 敬之 内線913

要望事項 8

地域内公共交通ネットワークの再構築について

望 事 項 \mathcal{O} 内 容

現

状

経

1. 弘前市地域公共交通再編実施計画に基づき、弘前地域の公共交通ネットワーク(弘 南鉄道大鰐線を含む)をまちづくりと一体で再構築する取り組みを、今後も弘前市が 中心となって進めていただくと共に、それに付随し、高齢者が免許返上しやすい仕組 みづくりの検討、「ライドシェア」サービスの受け入れに関する慎重な対応

1. 弘前市地域公共交通再編実施計画を基本とし、中心市街地を基軸とした弘前圏域に おける公共交通の再生と確保、バス停等の番号管理、交通ネットワークハブ化の再構 築や弘南鉄道大鰐線も含めた弘前地域内の公共交通ネットワークをまちづくりと一 体で再構築していく取り組みを弘前市が中心となって今後も継続して進めていただ くよう要望いたします。

また近年、高齢者のアクセル、ブレーキの踏み間違いや道路の逆走などによる事故 が目立っています。今後本格的な高齢化を迎えるにあたり、免許返上がしやすい公共 交通の仕組みづくりを図っていただきたい。(ex.免許返上した高齢者には公共交通機 関の割引券や回数券配布など)

さらに、最近は 2010 年に米国で開始された「Uber」に代表される「ライドシェア」 (乗用車の相乗りの需要をマッチングさせるソーシャルサービスの総称) と称した サービスが広がりつつあります。現在は特例として認められた場合のみの限定された 運営ではあるものの、今後全国的な展開が予想されます。しかし、現状事業者は仲介 のみで運行に責任は負わず、運転者や車両に対する管理・規制も特に設けられていま せん。事故や事件があった場合も個人での対応となります。旅客運送サービスは人命 に関わる行為であるため、信頼性・安全性を考慮し、観光都市として「ライドシェア」 導入について慎重な対応をお願いしたい。

都市環境部 都市政策課

市の処理方針

- 交通政策基本法施行 • 平成25年12月
- · 平成26年11月 地域公共交通の活性化及び再生の一部を改正する法律の 施行
- 平成27年 2月 交通政策基本計画閣議決定
- · 平成28年 5月 弘前市地域公共交通網形成計画の策定
- 平成29年 3月 弘前市立地適正計画の策定

現 状 経

市では、都市全体の構造を見渡しながら、医療・福祉・商業等の生活に関 連する施設や居住の誘導によるコンパクトなまちづくりと、連携した地域公 共交通ネットワークの再構築を行うことにより、コンパクト+ネットワーク の実現を目指すため、弘前市立地適正化計画、弘前市地域公共交通網形成計 画をそれぞれ策定しております。

今後の処理方針

1. 現在、弘前市地域公共交通網形成計画にもとづき、具体的に路線バス等 を再編するため、弘前市地域公共交通再編実施計画を作成しており、早期策 定及び計画推進に取り組んでまいります。

高齢者の運転免許自主返納については、交通事故の減少や交通渋滞の緩和など社会的な価値が大きいことや、公共交通を利用することによる、健康増進や消費活動の創出など地域活性化にも寄与できることから、免許返納がしやすい公共交通の仕組みづくりを検討してまいります。

ライドシェアサービスの受け入れについては、弘前市地域公共交通網形成計画においても「タクシー事業者の輸送資源を有効に活用していくことが第一に考えられる」と記載していることから、ライドシェアについては慎重な対応をしてまいります。

担当:都市政策課 交通政策推進室 主幹 羽賀 克順 内線358

要望事項 9

交通安全のための速度制限標識の設置について

要望事

事項の内

容

1. 新しく拡幅した市道の速度制限標識の設置を要望

現状・経緯

1. 新しく拡幅した市道においては速度制限標識を設置していない道路があるため、時速 60 キロほどの高速で車両が行き交っており、非常に危険な状況となっています。 市内の交通の安全を考えるうえで、早稲田法務局前の通りなど、速度制限標識を設置 していない市道が他にもみうけられるため、速度制限標識の設置を要望いたします。

> 建設部 道路維持課 都市環境部 都市政策課

市の処理方針

【道路維持課】

道路標識の設置については、「内閣府令・国土交通省令」により道路管理者が設置できるもの、公安委員会が設置できるもの及び道路管理者と公安委員会双方が設置できるものの3区分に分けられておりますが、速度規制標識は公安委員会が設置可能な標識となっております。

また、公安委員会では、当該道路の道路交通環境等を勘案した上で、交通の安全と円滑化を図るため必要に応じて設置しております。

【都市政策課】

市では弘前警察署等関係機関と連携しながら、交通ルールの遵守と正しい 交通マナーの実践を習慣付けるとともに、交通事故防止の徹底を図るため、 啓発活動や交通安全教育等を実施しております。

今後の処理方針

現

状

経

要望の主旨としては、市内全般における速度規制に係る要望とのことでありますが、市としては、今後とも、交通安全に対する普及啓発等を実施するとともに、速度規制標識設置等の個別案件については、道路環境を踏まえた調査等実施し、関係機関に要望してまいります。

担当: 道路維持課 課長補佐 山本 正行 内線 4 5 1 都市政策課 交通政策推進室 主幹 高屋 憲 内線 2 1 4

現状・経緯

弘前商工会議所要望事項

要望事項 10

日本一の生産量を誇るりんご王国を維持するための更なる支援

要望

事

項

 \mathcal{O}

内

容

- 1. りんごの更なる消費拡大を目指し、国内外への販売強化に向けた新たな市場開拓や 宣伝事業の支援強化
- 2. りんごを使ったヒット商品の開発・販売ノウハウの構築を目指したセミナーや専門 家派遣の無料化
- 3. 放任園地の有効活用と取得支援、機材等の貸与制度等各種支援制度の拡大
- 4. 農業者の兼業化・高齢化による後継者不足への対策強化
- 5. 農業経営人材の育成を図るため、市内教育機関への農業経営を学べる科目の設置について要望

日本一を誇る弘前市のりんご生産ですが、高齢化や後継者不足により放任園地の増加の問題等、依然として様々な問題を抱えています。日本一のりんご生産量を維持し、更なる発展を目指すために継続して要望いたします。

1. りんごの更なる消費拡大を目指し、国内外への販売強化に向けた新たな市場開拓や 宣伝事業の支援強化。

りんごの消費拡大が、当市の大きなPRになり、経済の発展に影響を与えることから、更なる販売強化に努めるなかで、新聞・TV等のメディアだけではなく情報化社会の現代において強力な影響力のあるSNSの有効活用を通じ、国内外への積極的な宣伝・市場開拓への支援強化を要望いたします。

2. りんごを使ったヒット商品の開発・販売ノウハウの構築を目指したセミナーや専門 家派遣の無料化。

消費者のニーズの多様化や、企業間の商品開発競争も年々激化し、専門的な知識が無ければ、商品開発、販売ノウハウの構築、マネジメントも含めヒット商品の開発が難しい状況となっております。より多くの企業で、専門家の派遣の利用やセミナーを受講し、企業の商品開発に活かすためにも年間を通しての活用が必要でありますので、金額的な面での負担の無い支援を要望します。

- 3. 放任園地の有効活用と取得支援、機材等の貸与制度等各種支援制度の拡大 今後、農業者の就業人口の増加、高収益経営化を目指すため、規模の拡大等をして いく上で、遊休園地となっている放任園地等の有効活用が重要でありますが、取得資 金が課題となっています。取得資金の支援があることにより、より多く放任園地の活 用が期待されます。また、園地の拡大に伴い更なる経営規模の拡大や経営の多角化、 作業効率の大幅向上を図るため農業用機械の整備等の支援を要望いたします。
- 4. 農業者の兼業化・高齢化による後継者不足への対策強化

日本一のりんごの生産量を誇る当市は、現在、農業就業人口の減少と高齢化に伴い、 農業後継者等の育成や確保が、喫緊の課題であります。就業人口の更なる減少を防ぐ ためにも、依然として受診率が芳しくない状況である農業者の定期健康診断並びに定 期健康診断後の精密検査の更なる受診率向上に関して、就業人口の減少の食い止めや 後継者の育成を担う農業者の維持の観点から、健康問題も含めた後継者不足に関して の対策を要望いたします。

5. 県立高校再編の第1期実施計画が公表され、弘前実業高校の農業経営科が募集を停止し、平川市の柏木農業高校に集約されることとなり、弘前市において農業経営科目を学べる高等学校がなくなる状況となっています。当商工会議所としても、先の再編計画に対しては、将来にわたる地域経済の活性化という大局的な視点から産業界として存続の要望をしてきたところであります。

現状・経緯

つきましては、人口減少社会において地域の未来を担う人材の育成として、日本一の生産量を誇るりんご王国を維持するためにも、農業経営科目は必要不可欠でありますことから、市内教育機関への農業経営を学べる科目の設置について要望いたします。

農林部 りんご課

農林部 農業政策課

経営戦略部 ひろさき未来戦略研究センター

健康福祉部 国保年金課

教育委員会 学校づくり推進課

教育委員会 学校指導課

市の処理方針

1. りんごの更なる消費拡大を目指し、国内外への販売強化に向けた新たな市場開拓や 宣伝事業の支援強化

りんごの消費拡大のため、平成23年度から東京・大阪をはじめとした消費地で「弘前産りんごPRキャラバン」を開催しております。平成23年度全国9エリアから29年度までに12エリアに拡大、併せて全エリアにおいて「弘前アップルウィーク」を実施しております。

国外への輸出の推進につきましては、原発事故の影響による各国のりんご輸入規制の解除や輸出環境の正常化を、県を通じ国に働きかけてきました。また、果物交流を図っている台湾台南市でのりんごキャンペーンの継続実施、関係機関(県・青森県農林水産物輸出促進協議会など)と連携しながらの新たな市場調査、輸出セミナーの開催や支援事業による輸出促進に向けた取組みを行っています。

2. りんごを使ったヒット商品の開発・販売ノウハウの構築を目指したセミナーや専門 家派遣の無料化

無料で相談が受けられる制度として、青森県が主催し、毎月定期的に「ABC(あおもり食品ビジネスチャレンジ)相談会」を開催しています。これは、食産業の充実・強化を着実に推進するため、県内の農林水産物等を活用した新商品開発等について、専門家(商品開発、WEB販売等)が具体的なアドバイスや情報提供を行うもので、もちろんりんごも対象としています。

専門家は、青森県よろず支援拠点(公益財団法人21あおもり産業総合支援センター)、地方独立行政法人青森県産業技術センターから派遣され、県、市が連携して、地域毎に開催しており、中南地域では青森県弘前合同庁舎、県産業技術センター弘前地域研究所、食ラボひらかわで開催しています。市も担当職員が同席し、利用できそうな補助制度等の紹介などのサポートを行っています。

3. 放任園地の有効活用と取得支援、機材等の貸与制度等各種支援制度の拡大

農地の取得に関する資金については、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画認定制度に基づき、計画の認定を受けた個人及び法人(認定農業者)が規模拡大等を図る場合に利用できる「農業経営基盤強化資金(通称:スーパーL資金)」や、一定の条件を満たす農業者が利用できる「経営体育成強化資金」等の低利または無利子の農業制度資金があります。

また、公益社団法人あおもり農林業支援センターが、県から農地中間管理機構の指定を受け、農地の集積や集約化を図り、生産性を向上させるため、機構が農地を借り受けて、意欲ある農業者へ貸し付ける農地中間管理事業を平成26年度から実施しております。

現状・経緯

市では、機構と農地中間管理事業業務委託契約を締結し、農地の貸付希望者や借受希望者からの申込受付等を行い、耕作放棄地の再生作業に対して支援するなど農地の有効利用に努めております。

一方、農業者が経営規模の拡大や経営の多角化、作業効率の大幅な向上を図って いくためには、農業用機械の整備等が必要となっております。

このため、国には、人・農地プランに中心経営体として位置づけられた農業者が、融資等により農業用機械等を導入する場合、融資等の残額(自己負担部分)について事業費の3割以内の額を補助する「経営体育成支援事業」があり、市としても、この制度を積極的に活用しながら、意欲的な農業者が行う農業用機械等の導入を支援しているところであります。

そのほか、りんごの安定生産、省力化、低コスト化に向けた取り組みを支援し、生産力の強化を図ることを目的とし、「りんご園等改植事業」・「りんご防除機械等導入事業」・「果樹共済加入促進対策事業」など、多様な事業を実施し、農業者への支援を行っております。

上記の各種支援制度について、「農業ひろさき」に掲載するほか地区の会議や農業 者等の会合等においても周知を図っており、活用を促しているところであります。

4. 農業者の兼業化・高齢化による後継者不足への対策強化

農業後継者等の育成や確保については、農業者自身におかれても対策等を講じていると思いますが、市でも重要な課題であると考えております。 支援策として、後継者に対しては、りんご生産に関する技術や農業経営に関する知識を習得させることで、地域のリーダーを育成するとともした後継者育成事業(りんご生産技術等の継承を図ることを目的とした後継者育成事業(りんご病害虫マスター養成事業)を行っております。また、補助労働力の確保については、りんご農家が新規に作業員を雇用する場合、研修に要する期間の賃金に対する支援(農作業支援雇用対策事業)を行っております。

さらに、平成27年度からは、大阪周辺に在住する若年無業者や就労経験の少ない若者等を受入れ、農業分野における就労経験や訓練を行う「都市と地方をつなぐ就労支援カレッジ事業」を実施しております。

このほか、国では青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、平成24年度から「農業人材力強化総合支援事業」を実施し、就農前の研修段階の青年就農予定者や経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対し「農業次世代人材投資資金」を交付しており、市としても、これらの制度を積極的に活用しながら、将来の地域農業を担う青年就農者の育成・確保に努めているところであります。

健康問題につきましては、40歳以上の国民健康保険加入者へ「国保特定健康診査」・「人間ドック」・「脳ドック」を、後期高齢者医療制度加入者へ「後期高齢者健康診査」・「歯科検診」を実施しているほか、健診受診率向上のため、健診未受診者への受診勧奨を行っております。また、健診の結果、精密検査が必要な者を把握し、未受診者へ医療機関に受診するよう勧奨しております。

また、基幹産業の一つであるりんご産業を将来に向けて一層成長させていくため、平成27年度に「りんご産業イノベーション戦略」を策定しており、 高効率化や高品質化、高付加価値化を目指すこととしております。

特に生産分野をしっかりと守る観点から、熟練技術の可視化を目指す「りんご生産技術継承システム構築事業」や、りんご生産者を志す人や副業として就農を目指す人などの入門者を対象に生産体験を行う「りんご産業新規人材育成事業」、熟練生産者の健康的な活躍をパワーリハビリテーション等に

経緯

現

状

今後の処理方

針

よってサポートする「りんご生産者活躍継続支援事業」、将来の担い手である若い世代の経営感覚醸成に向けて研修を行う「若手りんご生産者育成事業」のほか、新たな取組みを支援する「りんご産業イノベーション支援事業」など、多様な人材の活躍に向けた実証的な取組みをスタートしております。

5. 農業経営人材の育成を図るため、市内教育機関への農業経営を学べる科目の設置に ついて要望

青森県教育委員会は、平成29年4月26日に青森県立高等学校教育改革 推進計画第1期実施計画(案)として「弘前実業高等学校農業経営科を閉課 程とし、柏木農業高等学校へ集約する」ことを公表しました。

当市においては、6月7日に、弘前市長と教育長の連名による存続の要望書を県教育長に提出し、また21日には、貴所を含む市内経済三団体及び青森県りんご協会において、存続の要望書を県教育長に提出していただき、地域全体の要望として、農業経営科の存続を訴えてきたところであります。

しかし、7月20日に青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画 が計画(案)のとおり、集約する内容で公表されました。

このため、3 1 日に「平成3 0 年度青森県に対する重点要望書」の提出の際に、知事とのフリートークにおいて、直接、市長が知事に対して計画執行の停止と、計画案の見直しを要望しております。

1. りんごの更なる消費拡大を目指し、国内外への販売強化に向けた新たな市場開拓や 宣伝事業の支援強化

りんごの消費拡大を目的とした「弘前産りんごPRキャラバン」を継続し実施していることから、市場・青果会社等との関係強化が図られ、弘前産りんごに特化した売場による「弘前アップルウィーク」の店舗数・取扱数量は確実に増加傾向にあります。

今後も、これまでの取組みをベースとしながら、市場や店頭でのトップセールス、自治体や企業等への表敬訪問、新聞・TV等のメディア活用やSNSを活用した取り組みの工夫など、新たなPR方法も取り入れながら、各エリアの特性に合わせた活動を展開し、また、開催エリアの見直し・拡大も検討し更なる販路の開拓・拡大に努めます。

輸出の推進につきましても、青森りんごの評価が高い台湾台南市との果物交流を継続してきたことにより、平成29年12月には弘前市、台南市、青森県の3者による 友好交流に関する覚書を締結し、今まで以上に、活発な交流の促進が期待されます。

これからも、交流事業を継続し新たな販路拡大を推進するとともに、輸出候補国での市場調査や商談に対する支援に加え、新たに輸出先の開拓や販売促進に係る支援策を増強して、りんごの輸出促進を図ってまいります。

2. りんごを使ったヒット商品の開発・販売ノウハウの構築を目指したセミナーや専門 家派遣の無料化

りんごを使った新商品の開発、販売については、ABC相談会を活用して、付加価値の高い商品づくりやこれに伴う事業拡大等に取り組んでいただきたいと考えております。ABC相談会については、広報誌、HPなどで周知を徹底し、より多くの方が活用されるように努めてまいります。

3. 放任園地の有効活用と取得支援、機材等の貸与制度等各種支援制度の拡大

引き続き農業制度資金の周知を図るほか、農地中間管理事業による担い手への農地集積を促進し、遊休化する前に農地のあっせん等を行うなど、農地の活用促進を図ってまいります。

同時に、農地中間管理事業や耕作放棄地対策事業の周知を図り、農地の貸付希望者や借受希望者の掘り起しを行い、放任園地の有効活用が促されるよう努めてまいります。

一方、国の「経営体育成支援事業」を活用し、農業用機械等の導入に係る農業者の 負担軽減を図ってまいります。

今後とも、農業者へ広報誌などで事業の周知を図り、広く活用され効果のある事業の実施に努めてまいります。

4. 農業者の兼業化・高齢化による後継者不足への対策強化

引き続き国の事業なども活用しながら、就農に係る負担軽減及び就農後の定着が図られるよう給付事業等の支援策を講じ、りんご農家の育成・確保に努めてまいります。

健診につきましては、これまで実施してきた健診未実施者への受診勧奨を農業者が多い地区へ展開し、健診の大切さを伝え、受診につながるようにいたします。また、今までは健診の周知を広報ひろさきのみで行っておりましたが、新たに農業ひろさきでも実施するほか、健診受診後の精密検査未受診者に対する医療機関への受診勧奨を強化してまいります。

また、りんご産業イノベーションを推進し、様々な角度から取り組みを進め、りんご産業の魅力の拡大と多様な人材が活躍できる環境づくりを通して、当市りんご産業の一層の成長を目指してまいります。

5. 農業経営人材の育成を図るため、市内教育機関への農業経営を学べる科目の設置に ついて要望

りんごについては、小学校社会科における地域学習の充実を図るために小学校3・4年生副読本「わたしたちの弘前」を使用し、「弘前市のりんごづくり」、「りんごづくりをさかんにした人々」として、それぞれ10時間以上かけて詳しく学習しております。

また、これまでも多くの小学校で、りんごについて学ぶ機会を総合的な学習の時間で設けており、学校近隣の園地の協力を得るなどして、受粉作業やりんごの生育、収穫といった実際の農作業に従事する体験学習を実施しております。

さらに平成30年度からは「ひろさき卍学」を実施し、全市立小学校の3年生にりんごの学習を組み入れるとともに、全市立中学校の2年生ではりんごを含む弘前市の伝統産業について考え、話し合う機会を設けてまいります。

青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画(平成30年度~平成34年度の5カ年)において、弘前実業高校農業経営科を閉課程し、柏木農業高校に集約することが示されております。しかし、具体的な時期については示されておりません。

当市といたしましては、引き続き、経済三団体や農協団体とも連携しながら、計画執行の停止と計画の再考を要望してまいりたいと考えております。また、本要望と並行しながら、公立、私立を問わず他の高等学校への開設の可能性や大学機関への併設など、市内に農業(経営)を学ぶ環境整備の可能性について、研究してまいりたいと考えております。

担当:りんご課 販売促進係 主幹兼係長 斖 藤 内線587 弘行 政嗣 内線585 農業政策課 農産係 係長 成田 基洋 内線581 農業政策課 農業振興係 係長 丸岡 榊 真一 ひろさき未来戦略研究センター 産業イノベーション担当 主査 内線992 国保年金課 国保運営係 三上 礼興 内線206 係長 学校づくり推進課 課長補佐 早坂 謙丞 内線751 学校指導課 課長補佐 木村 憲夫 内線739

要望事項 11

「弘前の地酒とシードルで乾杯条例」の早期実現

要望事項の内容

1. 弘前独自のブランドを使った条例制定による、地元の物産、食文化への更なる関心 向上に向けた取り組みとしての理念条例としての早期制定

1. 平成25年1月に京都市が制定して以来、地元産の酒の消費拡大を図る乾杯条例は 全国各地に広がっており、秋田県や山形県、福島県などで制定され、青森県内におい ても平成26年11月に黒石市、平成27年3月に鰺ヶ沢町が施行しています。

個人の嗜好に関する問題などがありますが、弘前市は、日本酒・シードル共に様々

な賞を受賞するなど、日本酒・シードル共に高いブランド力があり、弘前独自のブランドの関心を高めていく上でのさきがけとなりうる存在であります。乾杯運動のみの普及啓発活動だけではなく、乾杯条例制定により、市や業者などの更なる連携・協力を促進し、県外からの観光客など様々なターゲットに対し、消費拡大並びにPR、普及啓発を図るため、条例の早期制定について要望いたします。

状・経緯

状

経

商工振興部 商工政策課

市の処理方針

【乾杯条例の現状】

乾杯条例は、平成25年1月に京都市が制定して以来、全国各地で制定が相次いでおり、本県においても平成26年11月に黒石市、平成27年3月に鰺ヶ沢町が施行しています。

その一方で「個人の嗜好の問題」などとして条例化に至らなかった自治体も存在しています。(宮崎県都城市)

【当市の日本酒・シードル】

名峰岩木山の恵みを受けた当市は、江戸時代から続く老舗など日本酒の蔵元が6つもある、県内でも有数の地酒づくりが盛んな地域です。世界規模や全国規模の大会においても金賞を受賞するなど、当市の日本酒に対する評価は大変高いものであるといえます。

また、シードルについても世界規模の大会で受賞するなど高い評価を得ております。

○弘前産日本酒の受賞歴

インターナショナルワインチャレンジSAKE部門

平成25年4月 六花酒造 大吟醸じょっぱり (金賞)

齋藤酒造 六根 翡翠 純米大吟醸酒 (金賞)

平成26年4月 六花酒造 純米大吟醸 じょっぱり華想い(金賞)

平成28年5月 六花酒造 純米大吟醸 じょっぱり華想い(金賞)

平成29年4月 六花酒造 純米大吟醸 じょっぱり華想い (銀賞)

齋藤酒造 K J 松緑 六根 オニキス (入賞)

• 全国新酒鑑評会

平成26年度 三浦酒造 豊盃(金賞)

六花酒造 じょっぱり (金賞)

平成27年度 三浦酒造 豊盃(金賞)

六花酒造 じょっぱり (入賞)

平成28年度 六花酒造 じょっぱり (入賞) 等

○弘前産シードルの受賞歴

平成28年度 タムラファーム㈱ タムラシードル (Sweet、Brut)

(ポムドール賞 アップルスパークリングワイン部門)

平成29年度 タムラファーム㈱ タムラシードル (紅玉)

(ポムドール賞 アップルスパークリングワイン部門)

【当市のこれまでの取組み】

当市では、地酒やシードルの普及啓発の取組みとして、広報ひろさきやホームページでのPR活動、既に条例を制定している自治体へのアンケート調査、宿泊施設や飲食店に「弘前のお酒で乾杯運動」協力依頼・啓発チラシ配布、実態調査などを実施しております。また「ひろさき受賞商品PR大作戦」により、日本酒やシードルをはじめとした当市物産品のうち、全国・国際レベルで受賞した商品を様々な場面でPRしており、その他、国内外の物産展等、りんご公園でのシードルナイトにおいてもPRを行っております。

- ○平成27年度の取組み
 - ・既に条例を制定している自治体へのアンケート調査

(平成27年6月実施 照会:36自治体/回答:31自治体)

アンケート調査では「条例制定は大きな効果があった」が6%、「少し効果があった」が74%の回答を頂いておりますが、「条例を制定することが目的ではなく、地域に即した取り組みを行うことが重要」や、「嗜好品のため、好まない人への配慮が必要」、「条例制定後も条例の主旨等PRできる場を作っていくことが必要」などのご意見も頂いております。

・広報ひろさき・市ホームページでの啓発

(平成27年12月実施 「年末年始は弘前のお酒で乾杯」)

- ・国内外の物産展等において日本酒・シードルの販売・PR
- りんご公園シードルナイト開催
- ○平成28年度の取組み
 - ・宿泊施設・飲食店への啓発チラシ配布・実態調査

(平成28年12月実施 配布件数59件)

実態調査の結果では、現在、弘前のお酒での乾杯をお薦めしているのは3割程度で、「よい取り組みだ」というご意見がある一方で、「お客様の嗜好の問題がある」という慎重なご意見もありました。

市ホームページでの啓発

(平成28年12月実施 「年末年始は弘前のお酒で乾杯」)

・ガイドひろさきに啓発広告掲載 (平成29年3月)

- ・ひろさき受賞商品PR大作戦
 - ①ひろさき受賞商品認定
 - ②市ホームページでPR
 - ③首都圏の企業内で行う物産展にて販売・PR
 - ④ふるさと納税の返礼品
- ・国内外の物産展等において日本酒・シードルの販売・PR
- りんご公園シードルナイト開催
- ○平成29年度の取組み
 - ・関係団体への周知
 - ①市ホームページでPR (平成29年12月~)
 - ②市役所内職員及び市各課へ周知(平成29年12月)
 - ③市商工振興部関係団体へ周知 (平成29年12月)
 - ④弘前市物産協会会員へ周知 (平成30年1月)
 - ⑤弘前商工会議所会員へ周知 (平成30年3月予定)
 - ⑥広報ひろさきで市民へ周知 (平成30年3月予定)
 - ・ひろさき受賞商品PR大作戦
 - ① 市ホームページで P R
 - ②首都圏の企業内で行う物産展にて販売・ P R
 - ③ふるさと納税の返礼品
 - ・国内外の物産展等において日本酒・シードルの販売・PR
 - ・りんご公園シードルナイト開催
 - ・ガイドひろさきに啓発広告掲載(平成30年3月予定)

乾杯条例制定の目的は、主として、乾杯を推進することで地元の日本酒やその他の酒類を普及啓発し、消費拡大を図ることにあります。

当市では、地酒やシードルなどの消費拡大を図るためには、まずは積極的な普及啓発活動が重要であると考え、これまで条例制定ではない様々な手段を用いて、乾杯条例制定と同じ目的達成に向け取り組んでまいりました。

乾杯条例の制定に向かうためには、上記のような様々な普及啓発の取り組みを積み重ねていくことにより、条例制定に対する市民の機運の盛り上がりが必要であります。

併せて、市独自の乾杯条例をつくるのであれば、条例の制定効果の持続性を担保する ことが必要であります。

当市は、今後とも積極的に地酒やシードルの普及啓発活動に努めてまいりますが、同時に市独自のより持続可能で効果的な乾杯条例制定のあり方についても、貴所や関係事業者等とともに具体的な協議・検討を行う場を設けたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

担当:商工政策課 物産振興担当 主査 花田 孝文 内線252

針

要望事項 12

津軽の食と産業まつり運営協議会への負担金の増額について

要望事項の内容

1. 当所青年部が実行委員として運営している「津軽の食と産業まつり」の存続、またサービス維持のため、弘前市の津軽の食と産業まつり負担金の増額

現状・経緯

現

状

経

1. 近年の経済情勢の影響により人件費が上昇し、資材費も高騰傾向にあります。それに伴い津軽の食と産業まつりに関しても、会場設営費・警備費並びに清掃費等の経費が年々増額しております。実行委員会に於いても経費削減に努めているところですが、限界があり、このままでは、出展者・来場者へのサービスの低下が懸念されるとともに、まつりの存続自体も危ぶまれるところです。つきましては「津軽の食と産業まつり運営協議会への負担金の増額」を要望いたします。

商工振興部 商工政策課

市の処理方針

津軽の食と産業まつりは、地域経済を支える小規模事業者に販路拡大・顧客獲得の場を提供することを目的に、昭和50年「弘前市産業生活展」として始まり、平成3年には「つがる産業博覧会」へ、平成13年には現在の「津軽の食と産業まつり」へ名称を変更し、40年以上継続する地域に根付いた秋の大イベントであります。

弘前市の産業や物産の振興を推進するイベントであることから、当市から も負担金を支出し、イベントの発展に寄与しているものです。

(負担金額等の推移)

昭和50年度~平成2年度:市の事業として実施

平成3年度~平成12年度:5,000,000円(つがる産業博覧会負担金)

平成13年度~平成15年度:10,000,000円(津軽の食と産業まつり補助金)

※H13~15は国庫補助金(5,000,000円)が上乗せ

平成16年度~平成24年度:5,000,000円(津軽の食と産業まつり負担金)

平成25年度~平成29年度:6,000,000円 (津軽の食と産業まつり負担金)

平成25年度には①会場設営に係る人件費の高騰や工事部材等の値上げに伴う経費増②ブースのパネル老朽化に伴う修理費の増に対応するため、当市からの負担金額を100万円増額し、また、津軽の食と産業まつり運営協議会では、出展料の1コマ当たりブース代を15,000円から18,000円に値上げし、収入の増加を図るなど対応してまいりました。

本イベントは、平成29年度の実績では、開催期間中の来場者が約68,000人、 出展事業者の総売り上げが約5,400万円と、地域経済に大きく寄与するイベントであり、また、市民をはじめ津軽一円の方々が楽しみにしているイベントであるため、今後も継続して実施すべきであると考えております。 今後の処理方針

経費の負担増という課題もありますが、その他に、食に関わる事業者に比べて産業に関わる事業者の出展数の減少、イベント内容のマンネリ化等が課題としてあげられており、これらの課題を改善するため、貴所青年部や当市が構成員となっている「津軽の食と産業まつり実行委員会」において、開催会場を含めた事業全体の見直しを検討しているところです。

当市としましては、実行委員会の構成員として事業の見直しを共に行いながら、今後の適正な負担金額を検討してまいります。

担当:商工政策課 物産振興担当 主事 今 恭次 内線252

要望事項 13

働き方改革等に伴う計画的な発注と適切な工期設定について

要望事 項の内容

状

経

1. 設計・精算を前年度までに完了させることによる早期発注、繰越制度の適切な活用などにより、計画的な発注及び適切な工期設定を要望

1.公共工事については、従来予算成立後に入札契約を行うことが一般的であり、第一四半期には工事が減り、年度末には工期末が集中傾向にありますが、工事量の偏りを解消し、年間を通した工事量が安定することは、発注者からみれば施工確保対策、中長期的な公共事業担い手確保対策にも資することになり、また、受注者からみると、企業経営の健全化や労働者の処遇改善、稼働率の向上による建設業の機械保有等の促進などの効果も期待されます。

特に、労働者処遇改善に関しては、昨今問題になっている長時間労働の是正や休日の確保(週休2日の推進)への取り組みが必要となっています。

つきましては、債務負担行為の積極的な活用を含め、早期発注と計画的な発注及び 適切な工期設定について要望いたします。

経営戦略部 法務契約課

市の処理方針

市発注の建設工事については、発注時期の平準化を図るため、平成27年度予算より債務負担行為の設定(いわゆる「ゼロ市債」)による早期発注に努めています。

現状・経

ゼロ市債の活用により、平成29年度の実施工事のうち52件(契約額総額2億5千650万円)の建設工事を平成28年度中に発注しているほか、平成29年第4回市議会定例会においても、建設工事に係る2億1千300万円の債務負担行為の設定を含む補正予算が可決され、平成30年度実施工事の一部を年度内に発注する予定となっています。

また、発注に当たっての工期設定につきましては、毎年、県が発行する土木工事標準積算基準書による標準工事日数等を参考に、現場及び工事内容等に配慮した、適切な工期設定に取り組んでおります。

今後の処理方針

今後もゼロ市債を積極的に活用し、早期発注による年間を通じた業務量の 平準化に努めてまいります。

また、発注に当たっての工期設定につきまして、今後も国及び県の動向を 参考に、適切な工期の設定に努めてまいります。

担当:法務契約課 課長補佐 笹森 栄城 内線229

要望事項 14

マル経融資制度の利子補給の実施について

要望事項の内

容

1. 日本政策金融公庫の融資制度である小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融 資)の利子補給の実施

現状・経緯

1. 小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)は、商工会議所や商工会が行う経営指導に基づき、事業用資金を必要とする小規模事業者を商工会議所等が推薦することで、無担保・無保証人で利用できる日本政策金融公庫の融資制度になります。小規模事業者を持続的に発展させていくため、経営指導員が経営指導を行いながら、事業者を支援する制度であり、市内の小規模事業者の方々の経営支援につながっております。このマル経制度の利用者の向上を図るために利子補給制度の実施を要望します。

商工振興部 商工政策課

市の処理方針

現状・経

マル経融資制度への利子補給については、平成24年度から継続して要望をいただいておりますが、市では、平成28年度まで、小口資金特別保証融資制度及び小口零細企業特別保証融資制度に対する利子補給を実施しており、マル経融資制度とは融資対象や資金使途、融資上限等で共通点が多いことから、マル経融資制度への利子補給は実施してきませんでした。

平成29年度は、景気状況・金融情勢を鑑み、小口資金特別保証融資制度及び小口零細企業特別保証融資制度の利子補給を廃止しましたが、上限利率を引き下げ、利用者の負担を軽減することにより、中小企業者の支援をすることとしましたので、マル経融資制度への利子補給は実施しませんでした。

今後の処理

方

平成29年度は、融資制度全般について、より効果的な経営支援につなげるために見直しを図っており、見直しにあたっては、中小企業者の創業期から改善期といったステージに対応させるために、制度を体系的に整理したうえで、策定中の次期総合計画と連動するよう、制度ごとの補助内容にメリハリをつけたほか、近年の利用実績を踏まえて、一部統合や廃止等の合理化を図り、金融機関及び経営支援機関等の意見を取り入れながら、総合的に検討してきました。

その結果、改善期にある小規模事業者については、マル経融資制度への利子補給を実施することにより、経営改善に対する前向きな取り組みにつながることが見込まれることから、平成30年度からの当該融資制度への利子補給の導入に向け、制度設計や運用方法について、関係機関と調整を進めております。

担当:商工政策課 商業振興係 主査 今 隆洋 内線259